



くわた 恭子通信

<http://kyoko.moo.jp>
zxkyoko@yahoo.co.jp

[無所属]

発行日 R7年7月28日

発行者 広島市議会議員

くわた 恭子

731-5153 佐伯区河内南2-30-2

TEL929-2930 FAX929-2928

OPEN 9時~15時(月~金)

⑧ 地域の皆様お世話になります。広島市議会議員のくわた恭子です。⑧
 猛暑が続いています。皆様お元気ですか... 6月議会の報告です。
 参議院選挙も7/20に終了しました。注目は、参政党の躍進です。
 40才以下の選挙区の投票先は、参政党が最も多かったと。見えの風が
 吹いている。与党への逆風だけでなく、既存政党への政治不信の暴風
 と21日の朝刊にあり、暴風は、今後、地方選挙にも吹くことでしょう。
 矢張り締めしかりと仕事をしていかなければと思いました。
 ⑧ 追記: ホームページをリニューアル。イラストも少しはしました。⑧



被爆80年/平和都市法、復興にかける熱意の賜物

広島市には平和を冠とする施設や行事が多くある
 その基盤となるのが広島平和記念都市建設法です。
 原爆投下4年後、1949年8月6日公布。
 わずか7条からなる短い法律ですが、広島市の
 復興の礎を築くとともに広島市のアイデンティティ
 の根拠にもなっています。
 平和都市法は、第1条で、広島市を恒久の平和を
 実現しようとする理想の象徴とするとあります。
 1946年公布の日本国憲法95条に基づく住民投票
 を経て制定された全国初の地方特別法です。

原爆の投下により年内に人口の4割、14万人が
 亡くなり、2km以内の92%の建物が破壊された。
 1000人いた職員の6割が亡くなったとの事。
 そんな中、広島市議会は1945年11月15日
 復興委員会を立ち上げ、翌年1月9日には復興局
 が行政にでき、2月には復興審議会が設置され
 ています。復興には何より財源が必要、当時
 市税の8割が失われている。復興には軍都広島
 の軍用地を無償で払い下げてもらわなければならない
 と国へ請願提出を考えていたが、当時の広島出身
 の国会議員から請願では効果が弱い、議員立法に
 したほうが良いとの意見から、広島出身の官僚
 が法案作成を手伝ったとのことであった。
 法案は国会提出前にGHQに見せる必要があった
 ため当時の市長、浜井市長はGHQ 幹部に

法の趣旨、復興の要望を説明している。
 その後1949年5月10日衆参全会一致
 で可決。1949年7月7日住民投票を経て
 成立している。

国から財源を引き出すための法律で
 あったが、国庫補助は約2億円、現在の
 金額で6~16億円、軍用地は市内
 所在の約5%の譲与だった。浜井市長
 は期待したものよりはるかに少ない
 としながらも打ち出の小槌と評価する。
 同法の最も大きな意義は、復興広島市
 の建設の精神が法文に謳われたこと。
 それは市民に絶大な勇気と希望を与え
 たと述べている。平和都市の概念は
 平和都市という都市像を前面にする事で
 財源を確保する市当局の戦略、GHQが
 情報統制する中、占領軍や海外の世論
 をあえて取り入れたとある。復興への
 思いの詰まった現在も有効な法律です。

住民投票を
 呼びかける
 市議会
 トラックです。



広島高速道路5号線 150億円の増額を可決

広島高速5号線の整備に係る建設資材費の高騰等により、事業費を1289億円から1439億円に150億円増額する計画変更の議案が提案された
～～少し振り振り返ると～～

高速5号線二葉山トンネルの工事契約において平成28年5月、当初、共同企業体JVが示した見積額300億円を11日後には200億円に減額し契約を締結した。この契約が、問題の根源です。

減額はトンネルに不可欠な工事を意図的に除いての契約。平成29年2月以降、JVが事業費の増額を求めてきたことにより、問題が表面化した。

この時、公社は第三者委員会を設置し契約過程の調査を実施した。報告書では、工事に必要な6項目の工事費が含まれていない事は両社が承知していた事、契約見直しを協議することは相当の理由があったとした。

令和元年12月議会、200億円の事業費は287億円に増額となり、さらに2号線と5号線の連結が示され整備費が167億円追加、さらに人件費や資材高騰で56億円の追加があり、総額347億円の増額を可決した。増額は今回で5回目となる。広島高速5号線 二葉山トンネル工事は、令和7年4月30日にトンネル掘削が完了したこと2号線、5号線連結路は令和10年度、5号本線は令和9年上期の完成見込みと説明

質問

高速5号線は、平成18年に暫定2車線に計画変更している、当時の計画からの増額はいくらか？

答弁

高速5号線では、739億円が1439億円に、公共工事部分（県道温品二葉線・府忠祇園線）175億円が212億円に増額した。

質問

総事業費は1439億円では収まらない。国の建設委事業紛争審査会の調停は不調。本来の完成期日令和4年7月以降の延長期間の工事費の公社とJVの負担割合は未解決どのような対応をするのか

答弁

調停打ち切りの場合、訴訟や仲裁に移行する可能性があるJVの動向を注視している

高速道路事業は、県、市、国、公社の出資で事業を行い償還は利用料金で賄う事業で市民の負担はない。償還期間は42年間で令和37年11月が完了。現在的高速交通の全高速道路の利用料金は年間120億円、5号線完成で30億円～50億円増額を30年間見込む。計画通り利用料金の確保ができるのか疑問が残った。



～～追記：JV広島高速公社を提訴～～

7/16の中国新聞ではJVが追加費用約41億円を求め東京地裁に提訴したと報じている。

ペット霊園規制の条例を可決

犬や猫、その他のペットの焼骨、納骨堂、墓地を市内に新設、拡張する個人や事業者は市への許可申請が必要となる条例を制定した。市は令和5年12月に指導要綱を定め対応してきた。要綱では設置については届け出であったが、条例では許可申請となり、罰則規定や条例に従わない事業者の公表も行うとする。

ペット霊園の新設、拡張をする場合、火葬施設は

設置許可を義務付け

人家、学校などから200m以上の距離が必要、今後街中での建設は厳しい。条例施行は令和7年10月1日。既存施設は令和8年3月31日までに届け出をすれば設置者とみなす。県内の条例制定は広島市が初めて。市の火葬場（3か所）でも動物炉を整備しペットの火葬をしてくれる。

広島市中央図書館 総事業費約147億



令和3年9月、中央図書館がエールエールA館に移転することが発表され、様々、議論がありました。今年度9月には工事が完了をします。

質問 今回7149万6千円の補正予算が提案、工事の支障となる配管等が複数 確認されたため内装の形状変更 及び配管の位置変更が必要。去年の執行残を含め、2億円の事業費との事、なぜ、2億円も必要なのか

答弁 エールエールA館建設時の竣工図には、配管等の位置が記載されていないため工事を進める中で、支障となる配管等を確認し、支柱、配管の形状変更が必要となった。

質問 総事業費はいくらになるのか、予算との比較はどのようになっているのか
今後、中央図書館に関してはどのような経費がいくら残っているのか。

答弁 ～事業費の増額状況～

	令和5年1月	現在
不動産取得	65億円	69.1億円
整備工事	48.5億円	61.9億円
運搬・配架	1億円	1.4億円
	114.5億円	132.4億円

上記表の項目で約18億円の増額、総事業費は、基本設計費約2億円、備品費約5億円を含む約141億円となる。この他、エールエールA館での賃料、共益費、歩行空間の負担金として別途 約6.4億円を見込んでいます。

現在の総事業費は約147億円、まだ取得できていない床、現在は賃料だが、10億円分がある事業費は増えそう。今回の追加工事、元々の事業者匿名随契での発注。自分で建てたビルの図面が無いのが不思議

質問 図書引越しの為、7か月休館A館への移転が最良とする理由に中央図書館は中核図書館であり、市民サービスの観点から工事期間中も閉館するべきではないと説明
市長答弁も、現地建て替えの場合は、中央図書館が有する資料の収集など機能を停止しなければならない。
市民サービスを継続するのは別途、臨時の図書館が必要、経費29億円とした。方針が変わったのか。

答弁 再質問のため明確な答弁は無かった。図書の移動に時間を要することがわからなかった旨の答弁

令和4年12月の資料に引越しの期間が示された資料が出されているが説明はなかった。すでに当初予算で移転の予算を認めた後だった移転ありきで拙速に進めた説明、引越しの期間のことなど頭になかった

小中学校給食費に国補助金活用1.9億円

物価高騰に伴う給食費の支援として、保育園分1.8億円、小中学校分1.9億円の補助金支出が決まった。財源は物価高騰対応重点支援地方創成交付金、コロナ禍でよく聞いた国からの交付金です。交付金は令和4年から始まり今回を含む総額は保育園で9.7億円、小中学校で22.6億円であり、市からの補助は0円です。今回の交付金は、令和7年度限定、交付金が



見込めないときは市が負担するのかとの問いには、国への要望を行い、引き続き安定した給食を確保したいとしました。言い換えれば広島市が負担することは無いと言っているのです。給食の無償化は国任せ
今の市は福祉関係の事業は国補助が付かないものは実施しない姿勢です

6. 29豪雨災害慰霊祭

6月29日 第27回忘れまい6.29集会に参加しました。平成11年6月29日、地元河内地区を襲った豪雨で土石流が発生。10人もの尊い命が奪われ、家屋の流失、水田の流失など甚大な被害が発生しました。この災害を機に、土砂災害防止法が制定されました。災害発生第一報の時刻14:50にあわせ黙とうを行いました。当時、この年、私は彩が丘学区子供の学区長になったばかりでした。甚大な災害を受け、地域の行事はすべて自粛の方向でしたが、1か月も開けない夏休み初めの映画会の行事を役員で話し合い隣の学区の河内地区の子供たちも招待し実行しました。有事の時、ボランティアは、子供会は何をしたらよいのか役員全員で話し合って行動した貴重な経験であり、私の原点です。あれから26年経過しました。



当時、頑張って準備した当日は雨で、屋敷の収量は河内に寄付しました。

歳会に忘れ話

最終日議会終了は午前2時

6月26日議会最終日、朝、議会運営委員会で採決の流れを確認し終了した後、前日の米国トランプ大統領のイラン核施設攻撃が広島長崎の原爆投下と本質的に同じとの発言を受け、決議文を出すべきとの動きがあり、各会派賛成だが案文をまとめるのに半日つぶれ開会が遅れた。午後、議会は開会され決議案や議案の審議が行われた後、長い休憩に入った。この間に議長から辞表が出され、議長選挙の準備に入った過半数の信任が必要なことから所属議員の多い会派から議長候補が出され決まっていたのだが今回は、複数の立候補があり難航した。議長選挙は20時に、副議長選挙は23時に行われ、各委員会の人事を含む最終の開会は午前1時45分だった久々に遅くなった議会でした。終わってみれば平凡な選挙結果だったのですが・・・

佐伯区倉重に計画している墓苑の許可をしない請願を可決

五日市観音西学区倉重に樹木葬の墓苑の計画があるとの事業者の動きに対し町内会として反対することでまとまり議会に対し、墓苑建設の許可をしない事を求める請願が1065の署名と共に準備され、私を含む佐伯区の4人の議員が紹介議員となり6月定例会に提案しました。結果は全会一致で請願は採択されました。

墓地計画が人家から100m以内の場合事業者は人家から意見書を取得し意見に対する対応を申立てする必要がある。申立書の内容は許可申請の判断材料とすること。また、今回の請願が地域の方々から出されたことについて、市は重く受け止めるとの答弁もありました。ただ、許可申請が提出された場合は、法令や審査基準に基づき厳正に調査し許可、不許可の判断を行うとした

香害の対策について 請願を可決

「香害」とは合成洗剤や柔軟剤、消臭スプレーなどに含まれる化学物質によって健康被害が生じることをいう。しかし、この病気の社会的認知度は低く、周囲の無理解等に苦しむ方々も多い。今議会で香害の周知、国に原因究明を求める請願が全会一致で可決された。患者の会は、公民館を中心にパネル展を行い啓発に努めている



くわた恭子のホームページ
この通信は会派の承認を得て発行しています。